

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年7月31日	
契 約 件 名	PF-AR偏向電磁石電源屋外受変電設備変圧器油面計交換及び動作点検 一式	
契 約 金 額	8,800,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34 東芝エネルギーシステムズ株式会社	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第三係 Tel 029-864-5169	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、PF-ARリングに設置されている偏向電磁石電源の付帯設備である受変電設備の変圧器で漏油が発見されたため、漏油の原因である油面計を交換し、交換による受変電設備全体への影響確認のため各機器の動作点検を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象の変圧器は、東芝エネルギーシステムズ株式会社によって設計、製作されたものであり、同社は設計・製造及び試験データ等、変圧器全体に関する詳細な資料を有している唯一の企業である。さらに、変圧器に接続される一次側受電盤設備、二次側電力変換器設備の全てについても同社が設計・製作したものである。 また、本変圧器は全体システムと密接不可分の関係にあり、電力変換性能を保証する電源回路設計や変圧器に求められる仕様の詳細を知りえない他社が本件を取り扱う場合に、安全性や責任の所在が不明確となり全体システムの性能及び健全性が確保できない恐れがある。 つまり、本変圧器の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術及び信頼性を有する企業は、同社において他にない。 このため、本件を請け負うことができる者は東芝エネルギーシステムズ株式会社以外にはなく、随意契約としたものである。	